

公益社団法人 日本甲冑武具研究保存会 入会申込書

お名前・フリガナ(必須)	フリガナ
	氏名
ご住所(必須)	〒
メールアドレス	
電話番号	
希望会員区分	希望する区分を○で囲って下さい。 ・正会員(年会費12,000円) ・学生会員(年会費6,000円) ・法人会員(年会費50,000円)
生年月日(任意・学生は必須)	年 月 日
所属を希望する協力団体	※別途協力団体へ年会費3,000円をお支払いいただくと、協力団体限定の行事、イベントに参加いただけますので、お近くの協力団体へ所属されることをおすすめいたします。 特に希望がなければ本部所属のみとさせていただきます。(所属希望する団体を○で囲ってください。) 関西日本甲冑武具研究保存会(旧近畿支部) ・ 東海支部 ・ 岡山県支部 ・ 海外支部
ご案内メール (月1回・研究会開催予定等について)	受信を希望する ・ 受信を希望しない
機関紙の受け取り方法 (選択内容によって年会費は変わりません)	印刷物のみ ・ PDFデータのみ
入会時期 ※1	通常(4冊分) ・ 後期(10月以降申込者限定・2冊分)
新入会員紹介欄 ※2	都道府県のみ記載する ・ 住所含め全て記載する ・ 記載しない

※1 当会では年度途中入会の方も含め、全員統一で毎年4月に会費の更新を致します。会費の有効期限は毎年3月31日となります。

10月以降にご入会の方のみ、初年度のみ会費が通常の半額となります。ただしその場合は、年4冊発行の機関紙のうち前半2冊は配布不可となります。

※2 機関紙「甲冑武具研究」、新入会員紹介欄にお申込頂いた方について記載する内容です。

入会に際し下記内容についてご承諾頂けるかどうか、ご確認頂いた上で、下記住所へお送りください。

送り先…〒162-0801 東京都新宿区山吹町350鈴康ビル201 公益社団法人 日本甲冑武具研究保存会 事務局

FAXの場合…03-6280-8156

① 本会定款に定める下記の趣旨・目的について賛同する。

【目的】

第3条 この法人は、日本古来の甲冑武具の保存及び研究調査を行い、日本固有の文化の継承と振興に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本古来の甲冑武具の研究調査 (2) 甲冑武具の保存並に修理に関する助言 (3) 研究会、講演会及び展覧会等の開催
(4) 機関誌の発行 (5) 甲冑武具審査会の実施 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本国内及び海外において行なうものとする。

② 入会に際しお申込頂く内容が真実であることを誓約する。

③ 本会の定める「会費に関する規則」(裏面)について理解した上で、入会金及び年会費を遅滞なく納める。

④ 暴力団関係企業等の反社会的勢力に所属していないことを誓う。

①～④の項目全てに承諾頂いた上で当会事務局へお送りください。

公益社団法人日本甲冑武具研究保存会 会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本甲冑武具研究保存会（以下「本会」という）の会員制度について、定款第3章会員の規定に基づき、会費等の収納の取り扱いにかかる基本的事項を定めるものとする。

(入会金)

第2条 定款第7条に規定する入会金は3千円とする。

(年会費)

第3条 定款第7条に規定する会費は、年度単位で定めるものとし、会員種別によって次の各項のとおりとする。

2. 定款第5条第1項第1号に規定する正会員の年会費は1万2千円とする。
3. 定款第5条第1項第2号に規定する法人会員の年会費は1口5万円とする。
4. 定款第5条第1項第3号に規定する学生会員の年会費は、6千円とする。
5. 定款第24条第1項に規定する役員、及び第34条に規定する参与の年会費は、3万円とする。
6. 定款第34条に規定する評議員の年会費は2万円とする。
7. 定款第34条に規定する顧問の年会費は無料とする。
8. 会費の変更は定款第7条に基づき総会議決により決定され、翌年度より施行されるものとする。

(収納時期)

第4条 会費は原則として1月中の本会の請求により4月1日までに翌年度分の会費を一括納入とする。

2. 年度途中から入会する場合は、原則として入会時に入会金、及び当該年度の会費全額を一括納入するものとする。
3. 協力団体(支部)に属する会員の会費は、協力団体(支部)が集めるものとする。会費収納期日に関しては第1項に基づいて定めた日時と同じとする。

(収納方法)

第5条 入会金及び会費は、会員から原則として本会郵便振替口座に収納するものとする。但し、入会金及び会費の納入にかかる送金手数料は会員が負担するものとする。

2. 前項の規定に関わらず、協力団体(支部)に属する会員の会費は協力団体(支部)が集め、本会郵便振替口座に送金し、本部にて収納するものとする。

(領収証及び会員証)

第6条 入会金及び会費を納入した際には領収書を発行するものとする。

2. 会費を収納した際には当該年度の会員証を発行するものとする。
3. 会員特典を受ける際、本会からの請求により会員証を提示させる（ものとする）ことができる。

(返 還)

第7条 定款第7条第2項に定める通り、既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

(会費滞納者の取り扱い)

第8条 第4条の規定に基づき、4月1日までに会費が納入されない者を滞納者とする。

2. 滞納者に対しては適宜に書面にて会費

の督促を行うことができる。

3. 協力団体(支部)に所属する会員の会費督促に関しては、協力団体(支部)より通知するものとする。
4. 滞納者に対しては秋以降の会誌を送送しない旨を本部より通告した上で実行するものとする。

(変 更)

第9条 この規則は理事会の議決により変更することができる。

(附 則)

この規則は公益法人の認定の日から施行する。

改定 令和7年4月1日（公益法人認定日）